

伊山夏期大学の思想と実践

上原直人*

1. 伊山夏期大学への着目

明治時代以降、日本は西洋諸国から新しい文化や知識、技術を積極的に受容しながら、新しい政治の仕組み、社会の仕組みを構築して近代国家への歩みを進めていった。1872（明治5）年に学制が公布され学校制度が作られたのはその象徴でもあり、江戸時代には、民衆の子弟は寺子屋で基礎的な教育をうけ、藩士の子弟は藩校で専門的な教育をうけたように身分により異なっていた教育が、身分に関係なくすべての子どもが学校という場で学ぶ体制となった。

20世紀に入った明治時代終わりごろから大正時代になると、初等教育はかなりの程度普及定着し、中等教育以降への進学者も増えていったが、高等教育への進学者は限られていた。こうした状況下で、高等教育機会を労働者や女性など幅広い階層に広げるべく19世紀後半から英国で始まった大学拡張運動が、19世紀末から20世紀初頭には日本にも紹介され、私立専門学校、帝国大学、高等専門学校等において、公開講義の実施や講義録の発行等を通じて、正規外学生向けの教育が行われるようになった。そして、正規の教育機関によるものだけでなく、農村青年の手によって組織化された自由大学運動や各地で教育会や組合等によって開催された夏期大学の実践も展開された。¹⁾

戦前日本における大学拡張についてはいくつか体系的な研究が存在するが、²⁾社会教育研究においては、制度としての大学拡張とは一線を画した民衆大学運動の象徴でもあった自由大学により大きな関心が注がれてきた。上田自由大学を起点に、1920年代から30年代にかけて、長野県内各地のみならず、近県の新潟県、福島県、群馬県にも広がっていった自由大学運動は、民衆の自己教育運動として、戦前日本を代表する社会教育実践として位置づけられている。³⁾一方で、各地で展開された夏期大学については、自由大学に比べれば取り上げられることは少なく、本格的な研究は、戦前・戦中・戦後を通じて現在に至るまで継続している信濃木崎夏期大学の思想と社会的基盤について分析した中島純による研究⁴⁾が見られる程度である。

本論文の目的は、三重県伊賀地域で大正時代から昭和初期に展開された伊山（いやま）夏期大学を対象として、その思想と実践の特徴を、伊賀国民教育会を設立し夏期大学を展開した岩野森之助（1873-1936）に着目しながら分析することを通じて、この時期に各地で展開された夏期大学の実践の特徴の一端を明らかにすることである。岩野に関しては、2008年から2017年にかけて編纂された『伊賀市史』（全七巻）において、国民教育会による教育事業について一定の言及が見られるほか、郷土誌において岩野の足跡がまとめられている⁵⁾程度である。したがって、夏期大学とそれを支えた岩野の実像にせまっていくためには、当時の新聞記事の記録（『伊勢新聞』、『伊賀新報』、『伊賀新聞』、『大阪朝日新聞（東海版）』、『大阪朝日新聞（三重版）』、『伊賀実業新聞』）、伊賀国民教育会から発刊された雑誌（『大正国民』、『日本国民』、『立憲自治』）、岩野の思想が体系的にまとめられた唯一の著書『光明か

*名古屋工業大学大学院工学研究科教授

暗黒か『政治と教育』等を丹念に分析していくことが重要となる。なお、引用にあたって旧字体は新字体に統一し、旧仮名遣いは現代仮名遣いに改めている。

2. 社会教育家としての医師・岩野森之助

(1) 医療衛生分野での貢献⁶⁾

岩野は三重県伊賀地方においては、病院経営や衛生事業に貢献した人物として知られており、まず医療衛生分野での足跡を確認しておきたい。

三重県伊賀郡柏尾村（現在の伊賀市）で生まれた岩野は、15歳にして富山専一（医学研究と治療病院の設立のために伊賀国医師会を作った富山淳道の子）の学僕となり、独学で医術開業試験を目指し、上京後は北里研究所等で学びながら苦学の末に28歳で医術開業免許を取得した。故郷に戻り医院を開業してからは、貧民救済を目的として阿山郡医師会（後に会長も歴任）の事業として伊賀慈恵病院を設立し病院長を歴任する一方で、衛生設備の不備を嘆じて伊賀衛生試験場を設置し場長も歴任している。その他にも看護婦養成所を営み自ら長を務めるなど、地域医療衛生の発展に大きな役割を果たしている。

全国レベルでも、衛生行政を専門につかさどる独立の省を創設すべく「衛生省期成同盟会」を設置し、全国の医師会に呼びかけ政府への提言も行っている。この取り組みは衛生省設置要求運動とも呼ばれ、内務省の健康保険、農林省の信用組合診療、逓信省の簡易保険相談所、文部省の特殊診療施設と乱立していたものの統合を図るとともに、その充実化を図る目的から独立の省の設置を求めたものであった。岩野の生前に実現することはなかったが、1938（昭和13）年に内務省衛生局が独立し厚生省が設置されている。

(2) 伊賀国民教育会の設立と教育事業の展開

医療衛生活動に勤しんでいた岩野であったが、明治天皇が亡くなり大正という新しい時代を迎えるにあたり、伊賀国民教育会（以下、国民教育会）を組織することを決心した。その趣旨は、当時、すでに学校、教育会、青年会等の教育機関が存在したもののそれらは学校教育補習教育にとどまっていた状況に対して、「国民全体の智徳体育の発達を図る」ために社会教育機関が必要であるというものであり、「目的達成のために、各種の大通俗講話会、各区の小講話会を開催するとともに新聞雑誌書籍を発行する」（第二条）、「本会の会員を正会員、共賛会員、賛助会員、名誉会員の四種類とする」（第七条）等からなる具体的な会則も提案された。⁷⁾

岩野による会の設立の提唱は反響が大きかったようで、数か月後の1913（大正2）年5月3日に、第1回総会及び大講演会（長谷川如是閑「余の国民教育」、市村光恵「立憲政治の要義」、内藤湖南「史記の話」の3本の講義から構成）が実施されたが、この時点で教育会への申し込み会員数は1,400名以上にも達していたとされる。⁸⁾また、『伊賀新報』（1913年1月30日～3月15日）において会員となった人物（教育家、宗教家、政治家、実業家、軍人、法律家、農工家、名士等）の氏名が列挙されているように、国民教育会が短期間で伊賀地域において浸透していったことがうかがえる。

国民教育会では会則に沿って、講演会のみならず『大正国民』という雑誌も刊行するが、この雑誌に対しては、当時、新聞紙上において「デモ誌大正国民」として、会員に雑誌を売

りつけ広告収入から莫大な利益をあげようとしていると批判もされている。⁹⁾雑誌は月1回の発行であったが、国内外の政治社会情勢に関する記事、伊賀地方の行事や事件についてまとめた記事も掲載されており、誌面の内容が新聞とも重複する部分もあり、地元の新聞界（当時、伊賀地方には、『伊賀日報』、『伊賀新聞』、『伊賀新報』と三つの有力新聞が存在していたとされる）にとって、自分たちの業界の権益を脅かすものとうつついていたのかも知れない。もっとも、岩野も「会事業の一として講演其他の費用の一部で雑誌を発行したのであるが此ことが又た更に誤解を来して、真面目に会旨を了解せぬものは、本会の事業は雑誌を出すもの新聞を売付けるもの、などと誤解した」¹⁰⁾と述べているように、講演会の運営費（一流の学者・文化人を招聘するための謝金等）で莫大な予算がかかるために（岩野は私財を相当つきこんだとも言われている）、雑誌から収益を可能な限りあげるとは会の運営上重要でもあったといえる。

『伊賀国民教育会の趣旨・活動概要』（上野町役場文書「昭和四年 第一種庶務書類」）によれば、国民教育会が設立された1913（大正2）年から1927（昭和2）年に至るまでに、大講演会が8回（受講者合計5,500名）、夏期大学講演会が8回（受講者合計19,100名）、中講演会が14回（受講者合計25,500名）、小講演会が23回（受講者合計3,950名）開催されているとともに、財政面（収入）では、会費・雑誌販売・寄付の他に名賀郡、阿山郡、三重県からの補助金があったことが確認できる。¹¹⁾なお、四種の講演会の相違は、大講演会や夏期大学が著名な学者・文化人を複数招いて開催される連続講座的なものに対して、中講演会と小講演会は単発のものが中心で、中講演会は町村レベルで、小講演会は各大字レベルで開催されていたようである。¹²⁾

このように、講演会および夏期大学の開催、雑誌の刊行を中心に国民教育会による教育事業は展開されたが、それは岩野が亡くなる1936（昭和11）年4月の前年（1935年）まで継続してきたことが確認できる。

（3）社会教育活動から選挙粛正運動へ

政界および選挙の腐敗を痛感していた岩野は、国民教育会が財団法人となる1929（昭和4）年前後から、社会教育活動のみならず選挙粛正に関する取り組みも重視していった。その背景には、男子限定ではあるが納税要件撤廃により成立した普通選挙（1925年）が関係している。普通選挙に対する世論としては、選挙（政治）が他人事から身近になり政治への民衆参加が進むという期待が寄せられる一方で、投票買収や選挙干渉、選挙運動費用の高騰、棄権率増加等の選挙と政界の腐敗が一層拡大するのではという不安もあった。

不安は的中し、普通選挙として初めて行われた1928（昭和3）年の第16回選挙では、投票買収や選挙干渉は一層激しさを増し、政府も本格的な対応を迫られることとなった。1930（昭和5）年の浜口雄幸内閣の下での選挙革正審議会の設置、1932（昭和7）年の齋藤実内閣の下での法制審議会の設置を経て、1935（昭和10）年には岡田啓介内閣の下で選挙粛正委員会令として制度化され、投票買収や選挙干渉の防止、選挙運動費用の減少、立憲思想の涵養等を徹底させるために選挙粛正運動が展開されていったのである。¹³⁾

こうした状況の中、内務官僚を経て政治家となった後藤新平が提唱した「政治の倫理化」に共鳴した岩野は、国民教育会主催の講演会に後藤を講師として招聘したのをきっかけに、1927（昭和2）年に「日本立憲自治連盟」（以下、自治連盟）を設立した。その目的は、特

定の政党政派によらない教化団体として、「政治教育を行」い、「政界革新理想選挙を図」り、「立憲自治の振興を図」ることにあつた。¹⁴⁾さらに、三重県選出の政治家であり憲政擁護運動も展開していた尾崎行雄を招聘した講演会を開催したことを契機として、後藤の普選準備会や尾崎の理選連盟とも連携しながら全国的な活動へと展開していくこととなり、¹⁵⁾1929（昭和4）年11月には、全国町村会長の協賛、内務省・文部省・三重県の後援を取りつけて、宇治山田市で立憲自治研究全国大会を開催している。¹⁶⁾

1930年代になると政府レベルでも選挙粛正に関する施策が次々と打ち出されていく中、政府主導の取り組みにならないようにすべく、1935（昭和10）年に、青年団指導者でもあつた田澤義鋪や政治学者・行政学者であつた蠟山政道らが中心となり選挙粛正中央連盟が結成され、様々な団体によって展開されていた活動の組織化が図られ、政府とも協力関係を取りながら選挙粛正運動が展開されていくこととなった。¹⁷⁾そして、まさにこの時期に、自治連盟での活動を加速度的に進めるために各地に選挙思想革正同盟を起こすことを繰り返し提言していた岩野も、¹⁸⁾選挙粛正中央連盟の評議員となり官民一体となつた選挙粛正運動に参加していったのであつた。なお、岩野以外にも連盟の評議員に名を連ねていた医師も複数いたことが確認できる。¹⁹⁾

このように、社会教育活動や選挙粛正運動にも精力的に取り組んだ岩野だが、自治連盟の活動と国民教育会の活動は連動するものであり、前者が特に立憲政治や政治教育に力点を置いたものであつたのに対して、後者は科学や文芸などをも含む幅広い教養的なものを重視していたという点に相違が見られた。そして、他方では、医師として、衛生省設置に向けた運動を継続するとともに、全国組織の日本医師会の活動や、三重県の医療行政にも関わっており、全国各地を東奔西走する生活であつた。その様子は、「一年の半分位は東京にあつて医政だけでは退屈するのか、政治教育協会とか何とか云う看板を掲げて盛んに政治家の間に出入し、先ず医業と政治を半々位の生活をしている」²⁰⁾と言われるほどであつた。

3. 岩野の立憲政治観と政治教育の振興

(1) 『光明か暗黒か「政治と選挙」』の刊行

『日本国民』（第23年第20号、1935年9月）の巻末に、岩野が執筆した著書1冊とパンフレット3点の広告が掲載されている。著書『光明か暗黒か「政治と教育」』（1円50銭）は、良書普及会から1929（昭和4）年に刊行されており現物も確認することができる。一方で、パンフレットはいずれも東京千駄ヶ谷の東京日本国民社（※『日本国民』は三重県阿山郡上野町の日本国民社から発行されている）から刊行されたもので、各地で行つた講演録である「帝国憲法の精神と我が選挙の意義」（20銭）、『伊勢新聞』に連載したものをまとめた「三重県に於ける選挙粛正運動の過去と現在」（20銭）、各地で行つた講演及び諸雑誌に記述したものをまとめた「選挙粛正の目的・理由・方法—どうすれば粛正の実が挙るか—」（20銭）である。パンフレット3点の現物は確認できていないが、『伊勢新聞』で1935（昭和10）年6月23日から8月26日にわたって合計27回、「どうすれば粛正の実が挙るか」というテーマのもと、選挙制度の問題点や改善点、政治教育の必要性等について連載されており、これが「選挙粛正の目的・理由・方法—どうすれば粛正の実が挙るか—」にあつたと考えられる。

このように、岩野の思想を分析する際の手がかりとなるものは限られているが、唯一の著書である『光明か暗黒か「政治と教育」』は250頁以上に及ぶものであり、立憲政治に対する岩野の考え方、理想選挙の実現に必要な選挙制度改革、政治教育のあり方について詳細にまとめられており、この著書を丹念に分析することが、夏期大学を起こした思想的基盤に迫っていくために重要となる。

著書の刊行目的について、序文で「普選の時代に今尚立憲政治の真義を解せず、選挙権の尊重を知らず、稍もすれば封建思想を以て、之が運用をなさんとするが如き、現下の国民に憲法政治の自覚を促さん為」²¹⁾と記述されているように、国民教育会の教育事業から自治連盟を設立して全国的な政治教育及び選挙粛正へと活動の幅を広げていく時期に、代表者岩野の考え方をまとめた活動の指針となるものとして刊行されたといえる。尾崎行雄による序文の掲載、後藤新平による著書の題字というように、傾倒する二人の協力も得て刊行にこぎつけたのであった。

著書の売れ行き状況も概ね良好であったようにうつる。刊行直前にあたる『日本国民』第17年第1号(1929年1月)には「著書の予約受付中」と記載されており、第17年第2号(1929年2月)及び第17年第3号(1929年3月)には、尾崎の序文と岩野の序文が掲載されているように大々的に宣伝されている。刊行後の第17年第4号(1929年4月)及び第17年第5号(1929年5月)には、「初版再版三版まで売り切れ四版印刷中」と、第17年第9号(1929年9月)には「増補五刷印刷中」と記載されているように、比較的短期間で一定の冊数が売れたことが分かる。さらに、第23年第14号(1935年5月)では「増補第十二版」まで版を重ねていることが確認できる。なお、増補により「政治と教育」として30頁程度からなる「補論」が付け加えられているが、その内容は、選挙制度、選挙公営に関わるものが中心であり、岩野によるもの以外に、尾崎らによる小論も所収されている。

(2) 立憲政治と日本的民主主義

『光明か暗黒か「政治と選挙」』の第一篇は「立憲政治」で、日本の歴史的経緯および諸外国(特に欧州)との比較から、日本の立憲政治の特徴について述べている。

日本の立憲政治成立過程について、岩野は二段階で捉えている。まず、「諸侯の領有権が強大であり、人々の「奴隷根性が旺盛で生命財産の与奪の権を領主の掌中に収められていた」が、1868(明治元)年に、天皇によって「万機公論に決し上下心を一にし盛に経綸を行うこと」を趣旨とした「五箇条の御誓文」が示されたことで「我が国立憲政治の基礎」ができたとしている。²²⁾

そして、政治思想が発達していない武家封建時代から存在してきた「天皇は国家最高の存在である」という「国民的信念」が、天皇が「民意の暢達を念願」することで、立憲制度が「君民和合の内に次第に促進せられ」、その一つの到達点が1889(明治22)年の帝国憲法の公布とそれに基づいた1890(明治23)年の帝国議会の開設であったと捉えている。つまり、「欧州諸国の如く、国王と国民の闘争、革命、流血の惨の果実として」ではなく、「国体の精華に基き」、明治中頃に立憲政治が成立したという構図である。²³⁾

このように成立した日本の立憲政治について、岩野は、諸外国と国家形態を比較しながら以下のように特徴づけている。まず、世界の国々は、議会のような合議体に政治及び行政の決定権限がある「共和国」と、君主が政治及び行政の最高決定権限を有する「君主国」に区

分することができ、さらにそれぞれ二種類のタイプがあるとする。具体的には、共和国には、合議体が少数の特権階級に組織されている「貴族政体」と、合議体が一般人民あるいは議会にある「民主政体」があり、また、君主国にも、君主の権力行使を制限する機関が存在しない「専制君主政体」と、君主の他に人民の選挙による議会が存在する「立憲君主政体」とあるとされる。こうした区分の中で、「議会の協賛と天皇の御裁可がなければ法律並びに予算は成立し得ない」日本を、岩野は「立憲君主政体」に位置づけている。²⁴日本においては、君主が天皇にあたり、選挙による議会が帝国議会にあたるが、この「立憲君主政体」という言葉は、例えば、選挙肅正運動の中心的担い手でもあった田澤義鋪の論稿においても見られるように、²⁵岩野の把握の仕方は同時代において広く共有されていたものでもあった。

岩野によれば、この「立憲君主政体」という特徴は「帝国憲法の神髄」であり、日本独特の憲法の運用によるものだとされる。つまり、「我が帝国憲法は君臣の分権、人民の生命財産等の権利を保護する根本思想」であり、「帝国議会は人民の代表に依って組織せられ、国民意志表現の中心である」ものの、「議会のみにて依て万事を決する訳には行かない、即ち天皇陛下の御親裁を俟たなければならない」のであった。²⁶

大日本帝国憲法においては、「大日本帝国は万世一系の天皇を中心とした神の国である」という言説の根拠ともなった天皇の統治権が明記される一方で、その統治権の具体的発動は議会によって制約される仕組みが明記されているように、天皇主権と立憲主義がせめぎ合う形で複合的に位置づけられていたとされるが、²⁷帝国憲法が施行された当初は、憲法解釈をめぐる、上杉慎吉、穂積八束らが主張する天皇主権説が優勢であった。しかし、大正期以降は、美濃部達吉らが主張する議会制を中心とした立憲主義を重んじる天皇機関説が主流となり、1935（昭和 10）年に天皇機関説事件（美濃部ら立憲主義派が排撃された事件）が起こるまでは官学公認の学説でもあった。まさに天皇機関説が主流であった時期に、立憲主義を重んじ社会教育活動および選挙肅正活動を展開していった岩野においても、天皇制と立憲制とが矛盾をきたさないといういわゆる「日本的民主主義」²⁸の考え方が共有されていたといえる。

（3）理想選挙の実現と政治教育

『光明か暗黒か「政治と選挙」』の第二篇「理想選挙」では、現行の選挙制度の問題点や改善点、選挙に臨む有権者の意識の問題について、そして第三篇「政治教育」では、立憲政治を発展させるための政治教育の重要性やそのあり方についてまとめられている。

帝国憲法によって選挙権が設けられてから、選挙法の改革を経ながら納税要件の引き下げ、さらには撤廃によって男子普通選挙に至ったものの、普選後も政界や選挙界が腐敗したままでは、「立憲政体を維持する事」のみならず、「君国の安寧」も困難になるという危機意識を持っていた岩野は理想選挙を提唱する。²⁹それは、「選挙は頗る神聖にし、立憲政治の第一歩たるものであり、国民各自の一票の行使が国家の消長に関係」するものであり「国民が真に生命財産の権利を自覚し立憲政治は他から治めらるる政治ではなくし自ら治める政治である事を弁え以て選挙権を行使しなければならない」³⁰と強調しているように、立憲政治の基礎として選挙が重要であり、その選挙は公正に行われなければならないというものであった。

岩野は、「中選挙区或は大選挙区単記投票法に於ては議員候補者は常に自分のために争う」

ため政界の腐敗につながりやすいので、「名簿式比例代表法」を適用することで、「政党の主義政見を以て争う」ことになり、「買収の如きも大体に於てなくなる」と選挙制度の問題点や改善案も提起しているが、³¹⁾立憲政治の運用にあたっては、制度の変更や罰則の強化だけでなく、以下のように、国民の意識を改めなければならないことを強調している。

特に選挙民の約三分の二を占める農民が暮らす農村の状況を危惧し、「農村の困弊が最も深刻である」のは、「農民自身が無自覚に選挙権を行使」し、「縁故、情実、酒食、金銭等の誘惑の為に尊き一票を売」ってきたことの結果でもあるとして、「選挙民自身の選挙に対する自覚と理解が必要である」としている。³²⁾したがって、普選の時代においてもなお残る「封建的根性の是正」が喫緊に求められ、理想選挙実現のためには「制度よりも精神、法律よりも道徳」が大切とされるのである。³³⁾

こうして岩野は、選挙や政治に関わる制度や法律の変更以上に、立憲政治に関わる精神や道徳を国民が早急に身につけていくことを求めたわけだが、国民に政治上の知識が普及発達してこなかった要因として主に二点をあげている。第一が、政治が国民の日常生活と不即不離の関係にあるのにもかかわらず、「お上のすることだから…」という封建的諦めが国民の脳裏に深く刻み込まれている点である。第二が、わが国の教育が個人教育に対しては熱心であったものの、国家教育、特にその一部分として重要な政治教育を等閑に付してきた点であり、学校教育においても立憲政治に関する教授が十分に行われてこなかったと批判している。³⁴⁾

そして、参政権を有する国民には、「憲政の如何なるものかを了知し、政党の主義政策に対し批判力推理力ある事」が求められるように、「初等、中等の学校教育に満足する事なく進んで専門的な政治教育を受け」る必要があり、特に重視したのが社会教育であった。³⁵⁾しかし、当時（1920年代）は、日本においてようやく社会教育行政の組織化が図られようとしていた時期でもあり、岩野は、図書館や博物館の整備、通俗教育講演会の開催、大学の校外教育等、学校外において国民の政治能力を養うための施設がすでに整備されていた欧米諸国にならって、日本においても、学校教育終了後の一般教育として、社会教育、成人教育を早急に進展させていく必要性を説いている。³⁶⁾

このように、政治教育の振興を学校教育としてではなく社会教育の充実強化と結びつけていた岩野であったが、それはまさしく、伊賀国民教育会を立ち上げ夏期大学をはじめとした教育事業を展開し、普選以後は、選挙粛正運動にも参加していった岩野の実践そのものでもあったといえよう。

最後に、岩野が政治教育の振興にあたって掲げていた三大項目について言及しておきたい。第一が「権利思想、義務思想の養成」で、立憲政治、法治（法律によって国を治める）思想とともに、権利保護が基礎とされる。第二が「政治的道德心の養成」で、それは選挙民に対するものと政治家に対するものに区分される。第三が「政治的智識の養成」で、その範疇は、立憲政治の本質、法律及び裁判、行政、自治制度、国際事情、国防、社会組織・経済組織、社会問題・労働問題、財政、産業等にわたるものとされる。³⁷⁾

4. 『大正国民』から『日本国民』へ

2（2）でも述べたように、国民教育会による教育事業の中核の一つが、『大正国民』（昭和以降『日本国民』に改称）の刊行であった。以下では、現存する資料を手がかりにその内

容と特徴について検討する。

確認できる一番古い『大正国民』は1913（大正2）年11月に刊行された第1巻第7号である。月1回の発行であった点をふまえると、国民教育会の第1回総会及び講演会が開催された1913（大正2）年5月にあわせて創刊号（第1巻第1号）が出されたといえる。誌面の内容であるが、第1巻第7号を例にとると、社説（国民教育論）／名家所説（日本の将来、处世術等）／日本史／伊賀通信（伊賀地方の出来事）／時事日誌（国内外）／内外談叢（活動写真、地元の名士の話等）／実用的な知識（西洋料理、町村制、養生法等）／会告（会則等）／社告（医院、商店、弁護士事務所棟による広告欄）といった構成（全16頁）となっており、内容的には、特に立憲政治や政治教育に関わるものが中心というわけではなく、文芸等も含んだ教養的な雑誌となっている点に特徴がある。

また、雑誌には著名人も多く寄稿していることが確認できる。『大正国民』においては、第1巻第7号の尾崎行雄、第4巻第3号（1916年3月）の横井時敬（農学博士）、第4巻第4号（1916年5月）の浮田和民（法学博士）と三宅雪嶺（文学博士）、第4巻第6号（1916年11月）の吉田熊次（文学博士）、上杉慎吉（法学博士）、山崎延吉（農学博士）、第6巻第5号（1918年9月）の渋沢栄一といった名前がある。『日本国民』においても、第17年第1号（1929年4月）で後藤新平、第17年第3号（1929年3月）で新渡戸稲造（農学博士・法学博士）、第17年第7号（1929年7月）で鶴見祐輔（政治家）等が執筆している。

2（2）でも言及したように、膨大な予算がかかる講演会の運営費を賄うために雑誌からの収益も重視されたが、多くの号で巻末に掲載された広告も重要であったと考えられる。

『大正国民』第6巻第5号（1918年9月）の巻末ページに広告料の記載があるが、安いもので20銭、順に5円、半頁になると8円、1頁使用レベルの大広告だと12円となっている。広告数は号によってまちまちであるが、第6巻第5号では、医院を中心に、商店、銀行、酒店、染物店、時計店、醤油店、旅館等の広告が掲載されている。他の号では、地元の業者だけでなく、製薬会社による薬の広告、出版社による辞典や図書の広告も見られるように、『大正国民』および『日本国民』は、伊賀地域ではそれなりに影響力のある雑誌であったことがうかがえる。

国民教育会が主催する各種講演会や夏期大学の案内も随時掲載されているのを確認できるが、『日本国民』に改称されてから見られる変化の一つとして、夏期大学の講義録が掲載されている点である。概観する限り、全ての講義が対象となっていたわけではないようであるが、例えば、第16回夏期大学で講師を務めた藤井健次郎（京都帝大教授・文学博士）の「現下の思想変動に直面して」という講義録が、第17年第2号（1929年2月）から第17年第10号（1929年10月）にかけて、第17回夏期大学で講師を務めた宮本英雄（京都帝大法学部教授）「法律及権利の社会性」および川村多実二（京都帝大理学部教授）「自然界の理法」が、第17年第9号（1929年9月）及び第17年第10号（1929年10月）に掲載されている。

2（3）でも述べたように、岩野は、自治連盟を設立（1927年）以降は、立憲自治および政治教育の振興を図ることを目的とした活動も重視していった。『日本国民』においても、自治連盟主催の講演会の案内、連盟への入会案内、選挙粛正に関する記事もたびたび掲載されていたことが確認できる。例えば、第17年第5号（1929年5月）では、日本政治教育連盟³⁸の新会員募集が掲載されており、「政治の倫理化」を提唱した後藤新平が組織化した

普選準備会が、1929（昭和4）年4月の後藤の死去によって解散されたのを受けて、その継続組織として、立憲思想の養成、政治教育の普及、理想選挙の達成を目的とした組織を、岩野が設立した旨が記載されている。なお、政治教育連盟には関西事務所（三重県伊賀上野町東町日本国民社）と関東事務所（東京日本橋呉服橋：医学博士塙病院内）が置かれたようだが、関東事務所が病院内となっているように、医師としてのネットワークも駆使していたことがうかがえる。その後、選挙粛正運動への参加を本格化していく1934（昭和9）年頃になると、自治連盟の事業や活動に関する記事や、選挙粛正に向けた活動や提言に関する記事の比重がより大きくなっていることも確認できる。

このように、『大正国民』から『日本国民』へと至る過程で、自治連盟の設立と活動により、誌面の内容にも一定の変化がもたらされたが、『日本国民』の特別版の雑誌として『立憲自治』が1931（昭和6）年頃に刊行された点にも言及しておく必要がある。確認できるのは第1年第2号（1931年10月）のみなのでどれだけ継続したのかは不明だが、この号の案内には、両者の相違は以下のように記載されている。いずれも編集は、東京千駄ヶ谷の東京日本国民社、発行は三重県伊賀上野町の日本国民社となっており、『日本国民』は「毎月一回発行、一部十五銭～二十銭、一年二円四十銭。伊山夏期大学講義／名家所説／世論一般／世界思潮／内外談叢／時事日誌／国民文苑／雑彙雜録／家庭実鑑／小説／講談等趣味実益の記事満載」となっているのに対して、『立憲国民』は、「毎月一回発行、一部十銭、一年一元。公民講座／婦人講座／名家談片／趣味講座等の立憲国民必読の雑誌」³⁹と紹介されている。概観する限りでは内容的には重複しているが、『立憲国民』の方は頁数が少なめでより安価な雑誌であったといえよう。

5. 大講演会から夏期大学へ

2（2）でも述べたように、国民教育会による教育事業の中核の一つが、夏期大学の開催であった。以下では、現存する資料を手がかりにその内容と特徴について検討する。

夏期大学を検討していくにあたって、大講演会との関係についても言及しておく必要がある。『伊賀国民教育会の趣旨・活動概要』（上野町役場文書「昭和四年 第一種庶務書類」）によれば、国民教育会が設立された1913（大正2）年から1927（昭和2）年に至るまでに、大講演会が8回、夏期大学講演会が8回開催されたとなっている。⁴⁰また、国民教育会主催で初めての夏期大学が開催されたのが確認できるのは1920（大正9）年である。⁴¹さらに、1923（大正12）年8月の回が第11回夏期大学となっているように、大講演会からの通算回数が使用されていることが分かる。これらをふまえると、1913（大正2）年から1919（大正8）年は年1回の大講演会として開催され、1920（大正9）年から大講演会の発展的形態として、年1回の夏期大学が開催されるようになったと捉えられる。したがって、以下では大講演会の展開過程も含めて検討する。

まず、大講演会として行われた1913（大正2）年から1919（大正8）年について、詳細が確認できるのは、第1回から第3回であり、日程、開催場所、演題、講師名（所属）は以下の表1のようにまとめられる。

表1 大講演会（第1回～第3回）

回	日程	場所	演題と講師(所属)
第1回	1913年5月3日	丸の内大江座	「余の国民教育」長谷川如是閑(大阪朝日新聞) 「立憲政治の要義」市村光恵(京都帝国大学) 「史記の話」内藤湖南(京都帝国大学)
第2回	1914年1月16日	大江座	「大正の民育と衛生」岩野森之助 「芭蕉翁の子ども」村治円次郎 「天寿の節」殿森亀吉
第3回	1914年4月5日	大江座	「御大礼と国民」木崎愛吉 「政変と教育」仁保亀松(京都帝国大学)

『伊賀新報』、『伊勢新聞』より筆者作成

国民教育会設立の総会後に行われた第1回から長谷川如是閑や内藤湖南ら豪華な陣容で大講演会はスタートし、以後基本的には年1回開催だったと思われるが、第2回と第3回は同じ1914(大正3)年に開催されていたことが分かる。なお、1915(大正4)年3月14日に上野町男子尋常小学校講堂において、来聴者500名以上で、高島平三郎(東洋、女子両大学講師)により「訓練の基本的精神並に大国民の自覚」という講演会が開催されているのが確認できるが、⁴²⁾第4回講演会と記載されていない点と、第4回総会および講演会が1916(大正5)年4月中に開催予定であったが会務及び講師の都合で秋に延期となっていた事実⁴³⁾をふまえて、表には含めていない。

そして、夏期大学として開催された1920(大正9)年以降であるが、1926(昭和1)年と1933(昭和8)年から1935(昭和10)年については不明であるが、それ以外の年については詳細が確認できる。日程、開催場所、演題と講師(所属)は以下の表2のようにまとめられる。

表2 夏季大学(第8回～第20回)

回	日程と場所	演題と講師(所属)
8	1920年8月19日～21日(上野町立女子小学校)	「国家の発展と科学的努力」(青山工学博士)／「現代政治法律国家問題と家族政治」(仁保法学博士)／「疾病治療方針新陳代謝の概況に就て」(久留医学博士)／「現代世界の勢思潮問題の由来並に批判に就て」(阪口文学博士)
9	1921年8月25日～28日(伊賀上野町小学校女子部大講堂)	「芸術の享楽と其理解」(深田康算:京大教授)／「西洋人の生活と日本人の生活」(山川法学士)／「現今の刑事学の諸問題」(瀧川幸辰・京大助教授)／「志那文化の現状と日支関係」(仁保亀松・京大教授)／「発明論、科学者の観たる国民道徳」(青柳栄司・京大教授)／「我邦に於ける衣食住の改良問題」(常岡良三・医学博士)
10	1922年8月4日～8日(上野町立女子小学校講堂)	「志那の国家と社会」(矢野仁一・京大教授)／「法令及予算論」(市村光恵・法学博士)／「化学変化に就て」(大幸勇吉・京大教授)／「痛覚と医術」(鳥潟隆三・京大教授)／「人口問題食糧問題に就て」(山本美越乃・京大教授)
11	1923年8月1日～4日(上野町立県立女学校)	文学講座「道徳思想の発達」(野上俊夫・京大教授)／医学講座「男女の結合内臓の感覚」(石川日出鶴丸・京大教授)／理学講座「最近の物理学上より見たる物質と電気自然科学的方法と教授」(石野又吉・京大教授)／法学講座「法改革の機運」仁保亀松・京大教授／経済講座「演題未定」(小川郷太郎・京大教授)
12	1924年8月1日～5日(丸之内小学校女子部大講堂)	「食餌及食餌療法に就て」(松尾医学博士・京大教授)／「国史上の社会運動」(本庄栄次郎・京大教授)／「国家の進運と国民道徳の基準に就て」(仁保亀松・京大教授)／「生物学上より見たる現代の社会問題」(川村多実二・京大教授)
13	1925年8月2日～6日(上野町女子小学校講堂)	「現代教育思潮及教育問題」(小西重直)／「心臓機能障害の診断及治療」(眞下俊二)／「現在の財政及経済問題」(神戸正雄)／「普通選挙に就て」(森口繁治)／「天文概説」と迷信」(新城新蔵)
15	1927年8月2日～4日(名張小学校)、5日～7日(上野町女子校)	「日本の社会教育に就て」(岩野森之助)／「疾病の遺伝及婦人の虫様突起炎に就て」(岡林秀一・京大教授)／その他に、末廣重雄(法学博士)、逸見武雄(農学博士)、森川智徳(龍谷大教授)による講義
16	1928年8月1日～5日(上野女子校講堂)	以下四博士による講義。医学部(松浦有志太郎)／文学部(藤井健次郎)／法学部(末川博)／経済学部(逸見三郎)
17	【第1期】1929年8月3日～7日(阿山郡上野女子校講堂)【第2期】10月5日～7日(同会場)	【第1期】「国体講演」(二荒芳徳)／「法律及権利の社会性」(宮本英雄)／「人口と社会」(高田保馬)／「自然界の理法趣味としての動物学に及ぶ」(川村多実二)ほか。【第2期】医学部「医学上より見たる死及死後」(小南又二郎・京大教授)／法学部(仁保亀松)／農学部

18	【第1期】1930年8月1日～5日(上野町立女子小学校講堂)【第2期】10月4日～5日を予定	【第1期】「革新の根本義と道念」(岩野森之助)／法学部「代議政治の懐疑」(森口繁治・京大教授)／理学部「細胞と遺伝」(木原均・京大教授)／経済学部「好景氣招来の良策」(大阪朝日新聞社員)／文学部「文化問題の一面観」(谷本富)／特別講演「国際連盟」(新渡戸稲造)【第2期】医学部(常岡良三)／農学部／法学部／公民科
19	1931年8月1日から数日間(上野小学校)	法学部(渡邊宗太郎)／文学部(高瀬武次郎)／経済学部(八木芳之助)／商工学部(村本福松)／理学部(松山基範)／医学部(今村新吉)／農学部(菊池秋雄)／課外講座(持地えい子)
20	【第1期】1932年8月21日～25日(上野小学校)【第2期】10月予定	【第1期】20周年記念祝賀会(8月21日):文相祝辞と京大総長講演。法学(仁保亀松)／文学(内藤湖南)／理学(新城新蔵)／課外(長谷川如是閑)【第2期】医学と農学を実施予定

『伊勢新聞』、『大阪朝日新聞(東海版)』、『大阪朝日新聞(三重版)』より筆者作成

表1と表2を比べると、大講演会は1日完結の講座であったのに対して、夏期大学は数日間にわたり、法学、経済学、文学、理学、医学等の多くの学問分野の講義が提供されていたことが分かる。また、地理的な事情が大きかったと考えられるが、講演者は京都帝国大学教授が中心であり、20周年記念では総長も講演を行っているように京都帝国大学とも強い結びつきがあったことがうかがえる。

大講演会から夏期大学への転換であるが、ちょうどこの時期に、夏期大学が全国に広がっていったことも関係しているであろう。後藤新平が高等教育レベルの学問を非エリート層にも広く伝播することを目的に設立した通俗大学会によって、1917(大正6)年に信濃木崎夏期大学が開講されて以降、1920年代には全国各地で地方教育会等によって夏期大学が開設されていったが、⁴⁴⁾こうした動きに岩野も触発され、伊賀地域での夏期大学の実施に至ったと考えられる。

また、第17回から、それまでに8月に開催されてきたものを、第1期として8月に、第2期として10月に開催する形となっているが、その背景には次の二点があったことが確認できる。第一が、国民教育会の財団法人化(1929年)にともなって、会則が更新されているが、会則第3条において「大講演会トシテ毎年伊山夏期大学講演会ヲ開催ス(男子ハ伊山女子ハ伊水ト冠称ス)」⁴⁵⁾と記載されているように、女子も積極的に参加しやすいように女子向けの夏期大学の開催を計画していた点である。このことを裏付けるものとして、1927(昭和2)年6月16日付の『伊勢新聞』においては、「伊賀国民教育会では夏期大学の開設を機として約三日間位特に婦人の為に女子夏期大学を上野町に開設する計画で適當の講師を物色して居る模様である」という記事も存在するし、1927(昭和2)年7月29日付の『伊勢新聞』においては、女子夏期大学開設のために県費補助金の交付陳情を行ったという記事も確認できる。実際に、女子向けの夏期大学が開催されたのは確認できないが、第15回(1927年)や第17回(1929年)の医学講座に見られるように婦人を意識した講義も意識的に組み込まれていたことがうかがえる。

その意味では、第二の聴講者の便を図るために二期に分けて開催したという点が、実際の展開においてより反映されたと考えられる。初めて二期が取り入れられた第17回(1929年)の開催にあたり、「第一期は従前通り小学校教師を中心として農事などに關係なき知識階級、市街地の人々の為にし、第二期は利用し、重(ママ)に農村の知識階級、自治關係ある人々、青年男女を中心として開催する」⁴⁶⁾とあるように、それまでの年1回8月開催だと参加が難しかった人々(特に農村の人々)が参加しやすい10月にも機会を設けることで、夏期大学の充実強化を図っていったのである。

おわりに

夏期大学については、長野県内でも信濃木崎夏期大学の他に軽井沢、戸隠・野尻、さらには全国でも別府夏期大学や熱海夏期大学等が広がっていったが、その多くが数年で途絶え見るべき実績を挙げなかったとされる。⁴⁷⁾信濃木崎夏期大学のように、寄宿舎も有して開催日数が2週間にも及ぶ本格的な実践ではなかったかも知れないが、伊山夏期大学は、大講演会として開催されていた時期も含めて1913(大正2)年から1935(昭和10)年と比較的長期にわたって継続された実践であり、岩野が亡くならなければより長期的に続いていた可能性もあった⁴⁸⁾点では、なぜこれだけ継続できたのかについて、今後さらに掘り下げた検討が必要である。岩野が私財を多く投じたとも言われるが、20年以上にわたり継続してきたことの歴史的意味は大きい。

信濃木崎夏期大学は、後藤新平が提起した「学俗接近」の理論が多分に反映されたものでもあった。学問の最新の成果を国民の日常生活に至るまで浸透させるために、学者が占有してきた学問を国民大衆に開き、国民に文明生活を享受する機会を意図的につくりだすことを骨子とした「学俗接近」の具体化として、通俗大学会による夏期大学事業は位置づけられ、信濃木崎夏期大学では、文化の享受をとおして人格の向上をはかる教養主義が貫かれたとされる。⁴⁹⁾一方で、伊山夏期大学を主導した岩野は、後藤新平が提起したもう一つの「政治の倫理化」に強く共鳴していた。岩野は立憲政治や政治教育も重視した教育活動も展開し、選挙粛正運動にも参加していったが、普通選挙の時代が到来する中で、政治教育も重視する伊賀国民教育会の学びが地域の人々に受容されていった側面もあったと考えられる。したがって、木崎夏期大学が教養主義的な学びの場であった(戦時下も貫いた)のに対して、伊山夏期大学は教養主義を据えながらも政治教育へと連なる(選挙粛正運動)ものであったと、その相違を指摘することができる。

謝辞

伊賀国民教育会に関する貴重な資料をご提供いただいた伊賀市教育委員会文化財課の山本厚様には心より御礼申し上げます。

(注)

- 1) 平沢薫「わが国における大学と社会教育(戦前)」二宮徳馬編『社会教育の現代化—大学と社会教育—』(日本の社会教育 第11集) 東洋館出版社、1968。
- 2) 田中征男『大学拡張運動の歴史的研究—明治・大正期の「開かれた大学」の思想と実践—』野間教育研究所、1978。山本珠美『近代日本の大学拡張:「開かれた大学」への挑戦』学文社、2021等。
- 3) 自由大学運動に関する研究は、日本近代史、社会教育史を中心に分厚く存在するが、自由大学の軌跡や研究動向が体系的にまとめられているものとして主に以下のものがあげられる。長野大学編『上田自由大学とその周辺—長野大学からの二十一世紀メッセージ』郷土出版社、2006。大槻宏樹・長島伸一・村田晶子編『自由大学運動の遺産と継承:90周年記念集会の報告』前野書店、2012。長島伸一『民衆の自己教育としての「自由大学」』梨の木舎、2022。山野晴雄『上田自由大学の歴史』自由大学研究・資料室、2022。

- 4) 中島純『後藤新平「学俗接近」論と通俗学会の研究—夏期大学運動の思想と実践—』平成15年度財団法人私学研修福祉会助成刊行物、2004。中島は以下の論稿において、軽井沢夏期大学についても分析している。中島純「後藤新平『学俗接近』論と軽井沢夏期大学の実践：新渡戸稲造とのかかわりを中心にして」『暁星論叢』52巻、新潟中央短期大学、2003。
- 5) 北出楯夫「岩野森之助という人」『伊賀百筆』Vol.5、1997、pp.60-74。北出の論稿は唯一のまとまった岩野に関する研究である。
- 6) 以下の整理にあたっては、主に以下のものを参照としている。北出、前掲。村主孝太郎『伊賀暖簾ト人物』暖簾ト人物社、1927。『日本医事新報』677号、1935年8月。
- 7) 『伊賀新報』1913年1月21日。なお、第二条、第七条ともに原文を要約して本論文では記載している。
- 8) 『伊賀新報』1913年5月2日、5月4日。『伊勢新聞』1913年5月2日。
- 9) 『伊賀新報』1913年12月24日。
- 10) 岩野森之助「回顧一年」『大正国民』1914年5月、p.2。
- 11) 「伊賀国民教育会の趣旨・活動概要」上野町役場文書『昭和四年 第一種庶務書類』（『伊賀市史（第六巻 資料編 近現代）』2010、p.522-526に所収）。
- 12) 岩野森之助「伊山夏期大学（2）」『日本国民』第17年第8号特別版（伊賀版）、1929年8月、p.1。
- 13) 杉正夫『日本選挙啓発史』財団法人明るく正しい選挙推進協議会、1972、pp.142-169。
- 14) 『日本国民』第20年第2号（再版）、1932年5月。
- 15) 『伊賀市史（第三巻 通史編 近現代）』2014、p.526-527。
- 16) 北出、前掲、p.72。
- 17) 木全清尚「選挙粛正運動、その足跡（上）」『選挙時報』第42巻、1993、pp.3-5。
- 18) 『日本国民』第22年第28号、1934年10月。『日本国民』第23年第14号、1935年5月。
- 19) 前掲、『日本医事新報』677号。
- 20) 同上。なお、現存する史料からは「政治教育協会」という組織は確認できず、「政治教育協会とか何とか云う看板」というのは、日本立憲自治連盟のことを指していたものと思われる。
- 21) 岩野森之助『光明か暗黒か「政治と選挙」』良書普及会、1929、序。
- 22) 同上、pp.46-48。
- 23) 同上、pp.54-55。
- 24) 同上、pp.57-59。
- 25) 田澤義鋪「昭和維新の国民的試練」『斯民』第30編第8号、1935年8月。
- 26) 岩野、前掲、『光明か暗黒か「政治と選挙」』、pp.80-81。
- 27) 牧原憲夫『民権と憲法 シリーズ日本近現代史②』岩波書店、2006、pp.189-190。
- 28) 「日本的民主主義」の考え方は、第二次大戦後の戦後改革にも関わった官僚や知識人の間においてある程度共通してみられる傾向である。例えば、戦後直後の1945（昭和20）年10月15日に行われた「新教育方針中央講習会」における文相前田多門の発言（『近代日本教育制度史料』第18巻、講談社、1964に所収）や、蟬山政道「我が国体と民主主義」『中央公論』61巻、1946年1月号）等。彼らの主張は、日本における民主主義の理念は、歴史

的に国体の観念と共存してきたという特徴があり、軍国主義・全体主義を排除して、立憲政治の発展可能性があった 1930 年代半ば以前に立ち返ることが戦後の再建にあたり重要であるというものであった。上原直人『近代日本公民教育思想と社会教育—戦後公民館構想の思想構造—』大学教育出版、2017。

29) 岩野、前掲、『光明か暗黒か「政治と選挙」』、pp.83-88。

30) 同上、pp.89-90。

31) 同上、pp.100-101。

32) 同上、pp.112-113。

33) 同上、p.126。

34) 同上、pp.176-178。

35) 同上、pp.195-196。

36) 同上、pp.199-204。

37) 同上、pp.210-228。

38) なお、「日本政治教育連盟」に関しては、現存する史料からは、第 17 年第 5 号以外からは確認できない。したがって以下の二つの可能性が考えられる。1) 立憲自治連盟（1927 年に設立）とは別に政治教育連盟を設立したがすぐに解散した。2) 立憲自治連盟が一時的に政治教育連盟と改称された。

39) 『立憲自治』第 1 年第 2 号、1931 年 10 月、p.7。

40) 前掲、「伊賀国民教育会の趣旨・活動概要」。

41) 『大阪朝日新聞（東海版）』1920 年 8 月 25 日。

42) 『伊勢新聞』1915 年 3 月 14 日、17 日。

43) 『大正国民』第 4 巻第 4 号、1916 年 5 月、p.16。

44) 中島、前掲、『後藤新平「学俗接近」論と通俗大学会の研究—夏期大学運動の思想と実践—』、pp.14-22。

45) 『日本国民』第 17 年第 6 号（伊賀版）、1929 年 6 月、p.4。

46) 『日本国民』第 17 年第 7 号特別版（伊賀版）、1929 年 7 月、p.1。

47) 中島、前掲、『後藤新平「学俗接近」論と通俗大学会の研究—夏期大学運動の思想と実践—』、p.22。

48) なお、「伊山夏期大学」は戦後直後の 1947（昭和 22）年 8 月に再興されたという記載もあるが（北出、前掲、p.60）、史料的には確認できていない。

49) 中島純「信濃木崎夏期大学の思想と社会的基盤」日本社会教育学会編『高等教育と生涯学習』東洋館出版社、1997、pp.39-54。

Principles and Practices of Iyama Summer College

Naoto UEHARA

In the early 20th century, the phenomenon of university expansion began to spread to Japan as well. This expansion was intended to make higher-education opportunities available to non-regular students. While many of these opportunities were offered by universities and vocational schools, various parts of the country offered summer colleges operated by educational associations and unions. This paper is intended to clarify the principles and practices of Iyama Summer College, which existed in the Iga region of Mie Prefecture from the Taisho period to the early Showa period, with a focus on the central role played by Morinosuke Iwano (1873–1936).

As a doctor, Iwano was involved in the hospital management and hygiene service. In the Taisho period, he established the Iga Citizens' Education Association and operated a social education practice. Its purpose was to train human resources and improve knowledge in the Iga region. His educational activities consisted of holding lectures, organizing a summer college, and publishing magazines. The summer college offered courses lasting several days. Prominent cultural figures and university professors were invited to cover a wide range of topics, including literature, science, law, economics, medicine, engineering, and extracurricular courses.

Keenly aware of the level of political and electoral corruption, Iwano participated not only in social education activities but also in the election cleanup campaign. Through exchanges with Shinpei Goto and Yukio Ozaki, he implemented educational projects both in the Iga region and at the national level, with a focus on social education and electoral cleanup.